

特別養護老人ホーム愛敬苑

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 慈雲会が開設する特別養護老人ホーム 愛敬苑 指定短期入所生活介護事業所(以下『事業所』という)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するためにじんいん及び管理運営に関する必要な地黄を定め、老人福祉法の理念及び介護福祉法に基づき、また「指定居宅サービスとうの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の事例及び充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかり、事業所ごとに置くべき従業者(以下「短期入所生活介護事業者」という)が要支援状態及び要介護状態にある高齢者に対し歴世な司令短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて。利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう。入浴、排泄。食事等の介護その他の日常生活条の世話および機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム 愛敬苑
- 2 所在地 東京都杉並区和田一丁目3番7号

(事業の種類並びに職員の職種及び員数)

第4条 施設において行う事業は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護とする。

2 施設に配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- (1)施設長(管理者) 1名 (兼務)
- (2)医師 1名 (兼務)
- (3)生活相談員 1名 (兼務)
- (4)介護職員 4名以上(常勤換算)
- (5)看護職員 2名以上(兼務、常勤換算)

(6)管理栄養士、栄養士 1名以上(兼務)

(7)機能訓練指導員 1名以上(兼務)

(8)事務員、調理員 若干名 (兼務)

3前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者)は、施設の業務を統括するとともに、従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整及び従業者に居宅基準の第9条4項の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに各個人ごとの処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- (6) 管理栄養士は、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養計算及び調理員への指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (7) 栄養士は、献立の作成、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び調理員への騒動等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持に努め、その減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (9) 調理員は、休職業務に従事を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、併設型 10名とする。

(実施地域)

第7条 通常を送迎の実施地域は杉並区、中野区とする。

(短期入所生活介護計画の作成)

第8条 事業の利用者については、担当期間以上にわたり入所することが予定される場合に、「短期入所生活計画」の原案を作成し、それを李硫黄に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第9条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処

遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第10条 1週間に2回以上入浴させる。ただし、医師が、入浴が適当でないと判断する場合には制式を実施するなど利用者の清潔保持に努める。

(食事)

第11条 食事は、英硫黄並びに利用者の心身の状況及び思考を考慮する。

2 食事の時間は、概ね次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前7時30分～8時00分
- (2) 昼食 午後0時00分～1時00分
- (3) 夕食 午後6時00分～7時00分

(送迎)

第12条 利用者の入所時及び通所時には、利用者の希望、状態により自宅までの送迎を行う。

(相談援助)

第13条 職員は、常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族対し、その相談位応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

第14条 施設は、利用者の体力や機能の低下を防ぐために、必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(健康保持)

第15条 医師又は看護師は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のために適切な措置をとり、必要に応じてその記録を行う。

(介護計画の作成)

第16条 施設は、サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況を十分に把握し、介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合はその内容にそった介護計画を作成する。

2 介護計画の作成。変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

(サービス提供記録の記載)

第17条 施設は、サービス提供した際には、その提供日、内容、保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載する。

(利用料)

第18条 施設は、利用料の額を別紙利用料金表によるものとし、法定代理人受領サービスであるときは、その額の負担割合率とする。実施地域を超えて行う

送迎に要する費用、食材料費、理美容代、教養娯楽費等に関する処刑については別紙に掲げる費用を徴収するものとする。

- 2 施設は、利用者から支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払に関する同意を得る。
- 3 利用者は施設の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(契約書の作成)

第19条 施設はサービスを提供するにあたって本規程沿った事業内容の詳細について、利用者にはけい悪書の書面を持って説明し、同意を得た上で署名(記入押印)を受けることとする。

(外出及び外泊)

第20条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出、外泊先、用件、施設への帰着する予定日時間を施設長に届けるものとする。

(衛生保持)

第21条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、また施設に協力するものとする。

(施設内の禁止行為)

第22条 利用者は施設内で、次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を誹謗中傷したりすること。
- (3) 指定した場所以外に火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を見出すこと
- (5) 故意又は無断で施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設以外に持ち出すこと。

(災害非常時の対応)

第23条 施設は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、防火設備、非常包装設備等、災害・非常事に備えて必要な設備を設ける。

2施設は消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の馬王再計画を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を原則として少なくとも1年に1回以上実施し同時に避難訓練を実施する。

3利用者は、防災等の緊急事態の発生に気づいた時はナースコール等最も適切な方法で職員に事態の発生を知らせる。

(緊急時の対応方法)

第24条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする

状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2職員は、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった場合は、速やかに家族に連絡し、サービス提供を継続するか、かかりつけ医に診断する等の相談を行い適切な対応を行う。

3利用者が予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行う。

(身体拘束)

第25条 施設は、利用者の身体拘束を行わない。万一利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けたときにのみ、その条件と期間内にて身体拘束途を行うことができるものとする。

(施設設備)

第26条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定する。

2利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならない。

3施設・設備等の維持管理は職員が行う。

(苦情処理)

第27条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。

2施設は、あらかじめ苦情受付担当者を指定し、「重要事項説明書」に記載する。

3施設長は、苦情の申し出があった場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。

(事故処理)

第28条 施設内で利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2施設は、全戸の事故状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3施設は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(秘密の保持)

第29条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても同様する。

(その他)

第30条 この規程に定める事項のほか運営に関する需要事項は、社会福祉法人 宇

雲海理事長と施設長との協議に基づいて定める。

付則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月 1日から施行する。